

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	岡 田	妥 知
同	福 田	武 洋

住民監査請求について（通知）

令和 7 年 5 月 9 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の内容は、別冊（令和 7 年 5 月 9 日付け住民監査請求書）のとおりである。なお、事実証明書の内容は省略した。

第 2 判断

本件請求は、下表に掲げる契約の締結及び当該契約に基づく業務委託料の支出を財務会計上の行為とするものである。

	契約名称	業務委託料 (予定総額) (円：税込)	契約日
1	北区役所住民情報業務等委託（長期継続）	245,503,500	令和 5 年 9 月 26 日
2	都島区役所住民情報業務等委託（長期継続）	197,049,600	令和 5 年 10 月 2 日
3	福島区役所住民情報業務等委託（長期継続）	158,161,052	令和 3 年 12 月 23 日
4	此花区役所住民情報業務等委託（長期継続）	168,520,000	令和 5 年 10 月 12 日
5	中央区役所住民情報業務等委託（長期継続）	251,826,319	令和 4 年 11 月 18 日
6	西区役所住民情報業務等委託（長期継続）	234,037,690	令和 3 年 9 月 27 日
7	港区役所住民情報業務等委託（長期継続）	151,255,391	令和 3 年 10 月 1 日
8	大正区役所住民情報業務等委託（長期継続）	171,160,000	令和 5 年 11 月 1 日
9	天王寺区役所住民情報業務等委託（長期継続）	207,225,887	令和 3 年 10 月 20 日
10	浪速区役所住民情報業務等委託（長期継続）	212,248,021	令和 3 年 11 月 25 日
11	西淀川区役所住民情報業務等委託（長期継続）	257,972,528	令和 4 年 11 月 25 日

12	淀川区役所住民情報業務等委託（長期継続）	257, 671, 502	令和 4 年 1 月 31 日
13	東淀川区役所住民情報業務等委託（長期継続）	406, 585, 655	令和 4 年 11 月 30 日
14	東成区役所住民情報業務等委託（長期継続）	196, 925, 300	令和 5 年 10 月 31 日
15	生野区役所住民情報業務等委託（長期継続）	221, 215, 036	令和 4 年 11 月 14 日
16	旭区役所住民情報業務等委託（長期継続）	168, 973, 200	令和 5 年 10 月 27 日
17	城東区役所住民情報業務等委託（長期継続）	191, 312, 463	令和 4 年 10 月 31 日
18	鶴見区役所住民情報業務等委託（長期継続）	206, 338, 209	令和 4 年 11 月 1 日
19	阿倍野区役所住民情報業務等委託（長期継続）	252, 834, 171	令和 3 年 10 月 27 日
20	住之江区役所住民情報業務等委託（長期継続）	213, 972, 618	令和 3 年 9 月 13 日
21	住吉区役所住民情報業務等委託（長期継続）	214, 711, 200	令和 4 年 10 月 27 日
22	東住吉区役所住民情報業務等委託（長期継続）	249, 040, 000	令和 5 年 12 月 1 日
23	平野区役所住民情報業務等委託（長期継続）	226, 389, 247	令和 4 年 11 月 11 日
24	西成区役所住民情報業務等委託（長期継続）	226, 097, 454	令和 3 年 11 月 1 日

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実について、これらが「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求について、住民監査請求の上記要件を満たしているかを検討した。

請求人は「億単位の契約であるにもかかわらず公募型プロポーザル方式という随意契約であり、業者の提案する金額で落札されている。一般競争入札であれば、予定価格を下回る金額で落札が見込まれる。」と指摘する。

この点、一般競争入札は価格競争であるのに対し、公募型プロポーザル方式は業務に関する企画提案を提出させ、その内容の優劣を競わせ契約相手方を選定する手法であるところ、上記指摘は、一般的に一般競争入札であれば価格の低下が見込まれるであろうという価格にのみ着目した請求人の推測に留まり、違法・不当な行為や事実があることを伺わせる具体的な事実を摘示しているものではない。

よって、上記指摘は、財務会計上の行為についての違法不当事由を具体的に摘示するものではないと解される。

また、請求人は契約金額について、委託事業者の常勤者一人当たりの年間費用にすると概ね 4～5 百万円程度であり、常勤の正職員を雇用している費用と遜色がないと指摘する。

しかし上記指摘は、事業者による業務委託ではなく正職員に事務を行わせるべきという市政に対する意見を述べるに留まるものであり、財務会計上の行為についての違法不当事由を具体的に摘示するものではないと解される。

したがって、本件請求は、財務会計法規上の義務違反又は不当に当たる具体的事実の主張があったとは認められない。

以上のことから、本件請求は地方自治法第 242 条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。